

月報

1986 4 月 號

シンガポール日本商工會議所

＜ 目 次 ＞

(1986年4月号)

シンガポールの証券市場	(シンガポール・野村マーチャント・バンキング・リミテッド)	吉川 淳	1
シンガポール自動車市場	(トヨタ (シンガポール) Pte Ltd)	大橋 隆雄	6
シンガポールの生命保険事情	(日本生命保険相互会社)	古市 健	9
シンガポールの外国人物価	(シンガポール日本人会)	杉野 一夫	17
1986年度税制改正の概要	(公認会計士)	池上 玄 杉本 宏之 原 邦明	25
会員紹介	(ライオン・ホーム・プロダクツ株式会社)		31
お知らせ			32
理事会の動き			33
3月の主な経済記事			36
広報欄			42
資料案内			44
編集後記			46

シンガポールの証券市場

シンガポール野村マーチャント・バンキング・リミテッド
吉川 淳

昨年末以来、パン・エレクトリック社の倒産と、それに続く3日間に及ぶ異例な取引所の閉鎖。今年に入ってから、地元証券会社の経営行き詰り等、シンガポール証券界は、話題に事欠かない状況が続いています。今回は、商工会議所から“シンガポール証券市場について”との原稿執筆依頼を受け、皆様の御理解の一助となればと思い、お引受けいたしました。

1. シンガポール証券市場の概要

一般に証券市場というと、株式、債券、各々につき、発行市場と流通市場があるわけですが、シンガポールの場合には、債券市場が未発達なため、(特に流通市場)、ここでは株式市場について書いてみたいと思います。

(1) アジアの主要市場との比較

まず簡単に、アジアの主要市場との比較をしてみたい。

(1984 年末)

	シンガポール	香 港	韓 国	東 京
株式上場会社数	308	221	336	1,444
株式時価総額(10億ドル)	36.4	20.0	6.2	643.2
出来高(10 億ドル)	3.64	6.26	3.77	270.19
株価収益率(PER)	18.1	17.1	N.A	25.9
配当利回り(%)	3.2	3.7	N.A	1.0

目につくことは、株式上場会社数と、時価総額で、シンガポール市場が香港を上回ることであるが、その理由は、マレーシア企業を上場させているからである。

(2) シンガポール株式市場の特徴

前で触れたように、シンガポール株式市場には、マレーシア国籍の

企業が190社上場されている。これらの企業はクアラルンプール株式市場にも同時上場されているわけだが、海外投資家の立場からすると、為替規制のないシンガポール・ドルで、自由にマレーシア株への投資ができるという利点がある。又、マレーシア上場企業の中には、ゴム園やパーム園を経営するプランテーション企業が33社あり、世界的にも、めずらしい投資対象といえる。

(3)上場企業の内訳

シンガポール株式市場は、資本金の大小、株主数の多少、等の基準で、主に大企業中心のセクション1と、中小企業中心のセクション2とに分かれており、業種別には以下の通りである。

国 籍	セクション1			セクション2		
	シンガポール	マレーシア	その他	シンガポール	マレーシア	その他
工業・商業	67	66	4	12	49	0
金 融	18	5	1	3	4	0
ホテル	10	1	0	7	2	0
不動産	8	6	2	2	5	0
プランテーション	0	24	0	0	11	1
鉱 業	0	7	1	0	10	2

(1986 年 1 月末現在)

ちなみに、時価総額(株価×発行済株式数。すなわち株式市場から見た企業の価値)の大きい順に10社名前を掲げると

1. OCBC 銀行
2. SIA 空運
3. Sime Darby コングロマリット
4. SPH 新聞・出版
5. DBS 銀行
6. UOB 銀行
7. Harrisons Malaysia プランテーション

8.	Malayan Banking	銀行
9.	Gentings	カジノ・不動産
10.	Cons Plant	プランテーション
(1985 年 12 月末)		

となっている。

2. 会員証券会社について

シンガポールは、日本と異なり、証券取引所は個人の会員組織となっており、現在会員は109名いる。会員数名がそれぞれ集まって証券会社を営しており、現在25社を数える。証券会社の資本金は、最大手の ONG and CO. で2,000万シンガポール・ドルで、従業員数も約120名と極めて小規模である。最近、パン・エレクトリック社にからむ信用取引の未決済から、数社の証券会社が、営業停止、又は、倒産の憂き目に会っているが、それというのも、基本的には、証券会社がパートナーシップであるため、弱小資本であるという脆弱な体質に問題がある。

3. 取引の仕組み

取引は、(1)“READY DELIVERY”といわれる、売買契約が成立した日の翌週火曜日に受渡しを行う方法と、(2)“SETTLEMENT CONTRACTS”と呼ばれる、月内最終木曜日に受渡しを行う方法、との2通りがある。シンガポールには、いわゆる“証券の保護預り制度”が無い為、売買のたびに、投資家と証券会社の間で、株券と小切手の交換が行なわれている。“SETTLEMENT CONTRACTS”を月日持ち越しにしてしまうのが、“FORWARD CONTRACTS”といわれるもので、証券取引所のルールには詳しい規定は無いが、普通6ヶ月以内に受渡しする慣習である。その為、“株式現先取引”と言われるような、将来一定金額で買い戻す条件のもとに、株券を一時売するという手法で、短期資金調達に乗り出す企業や投資家が続出した。又、その売買約定書を担保に、買い方の相手側証券会社に資金を貸し出す銀行（主に外国銀行）が出てきたのである。現在証券市場平常化のため、“READY DELIVERY”以外の新規取引は、禁止されている。

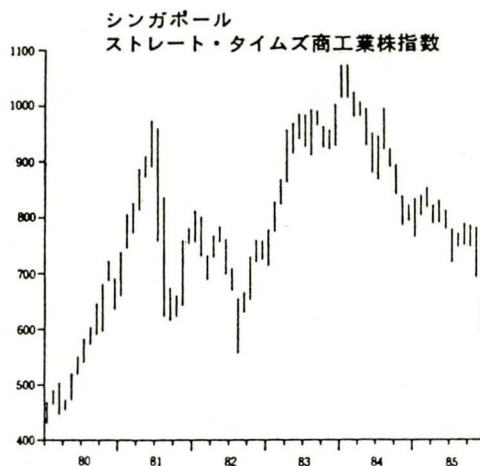
又、パン・エレクトリックの一件以前には、株式市場を通さない場外取

引も認められていたが、現在では、取引の市場集中を義務付けている。

4. 過去のマーケット・パフォーマンス

下のチャートに見られるように、シンガポール・ストリート・タイムズ指数は、84年2月8日の1071.91を高値に、2年間下げ続けている。

1985年の1年をとっても、マイナス23.7%と、世界に類を見ない下落を示している。同期間に、日本が13.61%、香港が47.80%、韓国が14.68%の値上がりをそれぞれ示したとと比較すると、シンガポール株式市場の異常な値下がりには驚かれる方も多かろう。特に、同期間、シンガポール・ドルが、他通貨に対して大きく値下がりしたことを考え併



わせると、過去2年間のシンガポール株式市場は、外人投資家にとって、魅力のある市場ではなかった。しかしながら、東南アジアの優等生を誇り、不動産ブームに沸いた1983年末までのパフォーマンスは、世界的にも最も上昇した市場の1つであったことをつけ加えておく。

5. 今後の証券市場

今回のパン・エレクトリック社倒産は、シンガポール株式市場の不整備、非近代的な体質を露呈する結果となった。シンガポールの実体経済が、昨年を例外として、順調に拡大の一途をたどったのに対し、証券界は、旧態依然たる体質のまま近代化への脱皮が遅れていた。MASも、監督官庁でありながら、証券業界の自主ルールを尊重してきたあまり、証券界の実態を把握していなかったきらいがあった。例えば、銀行貸し出しと補完関係にあって、企業の資金調達の道をつけるべき債券市場が未発達なことは、株式現先取引とでも呼ぶべき、変則的な短期資金調達方法を生み出した。株式市場は、本来長期安定資本の調達を目的として存在することを思い起こせば、株式現先の不自然さが理解されよう。又、証券会社が法人化されてお

らず、過小資本であることは、一上場企業の倒産に端を発した信用取引の未決済で、証券会社そのものが連鎖倒産を余儀無くされるという前代未聞の弱みを見せつけた。

今般の証券市場の不祥事は、金融立国を志向するシンガポールにとって計り知れないダメージとなった。MAS は汚名挽回と、証券業界の管理・行政指導に意欲を見せている。まず、MAS 主体の監視委員会を設け、シンガポール証券取引所の上部機関とした。次に、証券業法 (Securities Industry Act) の改正を急いでおり、今春にも施行されよう。その一方、証券会社の増資及び、法人化をすすめており、新たに地元 4 大銀行の子会社として、新証券会社設立をも認めた。外国金融機関に対しても、地元証券会社への資本参加を積極的にすすめていく考えのようである。さらには、金融市場の拡充のため、債券流通市場の整備と未上場企業株式市場の創設にも乗り出す計画がある。以上の施策がとられていく過程で、シンガポール証券市場は徐々に近代化されていくであろう。

6. 結 び

シンガポール証券市場は、現在“雨降って地固まる”などと生易しいことを言っておられない未曾有のどしゃぶりの中にある。過去、順調な経済発展を続けていた時には全く気付かなかった、シンガポール証券界の前近代性が この不況に直面して一気に表面化したわけである。昨年 12 月の取引所閉鎖措置や、証券界の自主管理に委ねてきたこれまでの MAS のやり方には、多少疑問が残るが、その後の一連の MAS の対応策は、高く評価されるべきものであって、これによりシンガポール証券市場へのコンフィデンスが回復されるものと期待したい。特に投資家の立場から考えると、日本・欧米と同水準の上場企業ディスクロージャーールの徹底化と、証券会社の経営内容監査報告の義務付け等をやってもらうことにより、誰にでも理解できる市場となることを期待したい。その前提さえ整えば、景気回復を先取りした動きで、シンガポール株式市場に再び活気が戻るであろう。

シンガポール自動車市場

トヨタ（シンガポール）Pte Ltd

大橋 隆雄

シンガポールの自動車の保有登録台数は、1985年末時点で約245,000台で、表(1)に示す様に1980年から1984年にかけての伸びに対し、1985年には保有台数の増加が止まった。シンガポールの現在の総人口が255万人であるので、乗用車の保有率は11.6人に1台となっている。

表(1) シンガポール保有登録台数

	乗用車	商用車	合 計	対前年比
1980 年末	165,000	84,000	249,000	
1981 年	175,000	94,000	269,000	8.0%
1982 年	195,000	104,000	299,000	11.1%
1983 年	217,000	113,000	330,000	10.4%
1984 年	232,000	120,000	352,000	6.7%
1985 年	236,000	118,000	354,000	0.6%

この保有登録台数の伸びの急激な鈍化の直接要因は表(2)に示す様に、1985年度の新規登録台数の大巾なダウンであるが、このシンガポール自動車市場の新規販売台数の急激な落ち込みには2つの要因がある。

表(2) シンガポール新規登録台数

	乗用車	商用車	合 計	増加率
1980 年	33,000	12,000	45,000	
1981 年	28,000	11,000	39,000	86.7%
1982 年	35,000	12,000	47,000	120.5%
1983 年	34,000	10,000	44,000	93.6%
1984 年	26,000	9,000	35,000	79.5%
1985 年	15,000	6,000	21,000	60.0%

1. シンガポール政府よりの規制

シンガポール政府は、もともと乗用車に就いて保有率を1.2人に1台とするというガイドラインを非公式ではあるが打ち出していたが、表(3)に示す様に、1983年末にこのバランスがくずれた。この為1983年10月には、乗用車の追加登録料 (ARF) や道路税の引き上げが行なわれたと考えられ、1984年の新規販売に対する効果が充分でなかったと見るや、1985年の3月にも再度道路税を引き上げ、自動車保有に対する負荷をかけてきている。

表(3) シンガポール乗用車保有率

	乗用車保有台数	総人口	保有率 (人/台)
1980 年末	153,000	2,414,000	15.8
1981 年	162,000	2,443,000	15.0
1982 年	180,000	2,472,000	13.7
1983 年	202,000	2,502,000	12.4
1984 年	217,000	2,529,000	11.7
1985 年	221,000	2,558,000	11.6

註：ここでのいう乗用車にはタクシー及び小型バスは含まない

2. シンガポール自動車市場での需要衰退

1985年の第2四半期からのシンガポール経済の急激な落ち込みにより、市場での購買力が大巾に落ちた事、85年末からの急激な円高による、自動車価格が上方修正傾向にある事を反映し、実質的に、需要が減少してきた。

以上の様に、自動車総量規制の為のシンガポール政府の自動車関連税アップ、シンガポール経済のファンダメンタルズの悪化、急激な円高というトリプルパンチを打ける事により、1985年の新車販売は特に4月以降はここ10年になく低水準にとどまった。

今後の見通しとしては、既に乗用車の保有率が1.2人に1台のレベルとなっており、保有台数を大巾に伸ばす様な新車販売となれば、即座にシン

ガポール政府からの関連税アップが予想される為、各年スクラップになる台数（車齢10年前後のもの）の補充という形で新車登録台数をとらえていくのが適当である。ここ数年は、1975～77年当時の新車登録を考慮すると、年間で10,000～13,000台程度の新車市場であると見るのが妥当であろう。

シンガポールの生命保険事情

日本生命保険相互会社

古市 健

日本は世帯当り加入率91.3%を誇る、世界で最も生命保険の普及した国であります。ほとんどの読者の方がどこかの生保会社と、個人で又は団体で契約をされているかと存じます。では、当地ではどうでしょうか。保険のおばちゃんが、事務所に我が物顔で入って来、ポケットカレンダーを配り、ライフサイクルを説明し、時には見合いの仲介もするといった“日本的”な光景は見られないのではないのでしょうか。以下、このシンガポールにおける生保事情を、日本との比較で見ていきたいと思います。

1. 平均寿命と死因

- ・ 東南アジアの長寿国：建国25年の若い国ですが、衛生、医療面での水準の高さを背景に、男68.9才、女74.2才（1980年）という東南アジアでトップクラスの平均寿命を誇っています。

<表1> 各国の平均寿命比較

	国 名	調査時期	男	女
ア ジ ア	日 本	1984	74.54	80.18
	シンガポール	1980	68.9	74.2
	マレーシア(半島)	1974	67.17	72.49
	インドネシア	75-80	48.7	51.3
	イ ン ド	75-80	52.0	51.0
	韓 国	78-79	62.7	69.07
欧 米	アメリカ(白人)	1983	71.6	78.8
	イギリス	80-82	71.09	77.11
	スウェーデン	1983	73.62	79.61

資料：厚生省大臣官房統計情報部編「S59 簡易生命表」
国際連合世界統計年鑑1982版

- ・心疾患が死因の1位、食生活も影響?! : 日本では856年以来、悪性新生物（ガン）が死因1位で、年と共にその比重を増しています。一方この国では長年（少なくとも1974年以後ずっと）高血圧関連疾病を含む「心疾患」がトップで、がん脳血管疾患がそれに続きます。高血圧関連疾病を含む心疾患が1位である事には、熱帯である事や、辛い物を多くとる食習慣がやはり関係あると言えます。赤道付近の人間はその新陳代謝が“北”の人間よりも早く、血管の磨耗も激しいと、医学的にも証明されているとの事です。

<表2> 死因順位比較（1984）

	シンガポール		日 本	
	原 因	占率	原 因	占率
1位	心疾患（高血圧疾病含む）	23.9	悪性新生物	24.6
2	悪性新生物	21.1	脳血管疾患	18.9
3	大脳血管疾患	10.7	心 疾 患	18.4
4	肺炎及び気管支炎	9.1	肺炎及び気管支炎	6.1
5	肺 疾 患	3.6	不慮の事故及有害作用	4.0

資料：・シンガポール：Yearbook of Statistics 84/85

・日 本：厚生省「859 人口動態統計」

2. 生命保険の普及度

- ・契約高はGNPの43%、件数は総人口の15%：前述の通り、日本は世界で最も生保の普及した国と言えます。その保有契約高（総死亡保険金額）は、GNPの322%にのぼり、グラフ1にみる如く、欧米先進国も大きく引き離しています。一方当国では、この数値は43%（84年）であり、普及率では、未だ発展途上と言えます。又個人保険の件数を見ますと、総人口（子供も含め）に対し、日本では7割の人が加入している計算になるのに対し、当国では未だ、14.9%の加入にとどまっています。ただ、近年の加入率の上昇は顕著で、82年には労働人口の38%が何らかの生保でカバーされていたのに対し、84年にはその数値が49%まで

上昇しています。ただ日本（正確に対応する数値はないが、約 500 % 前後と推測される。つまり労働人口 1 人あたり、団体保険や住宅貸付の信用保険も含め、平均約 5 件の生保と関わっている）と比べると、当然見劣りはします。さてこの様に、当国の生保普及度を低く押しとどめてきた原因は何でしょうか？

<表 3> 個人保険保有状況（シンガポール）

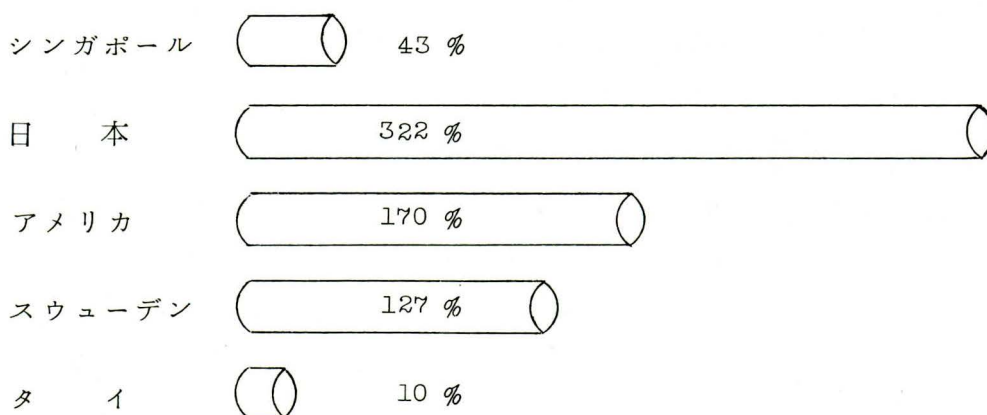
	保有件数	総人口比率 [*]	保有契約高 mil \$	1 件当り契約高
	件	%		
1980	246,964	10.2	5,308.8	21,496
1981	269,814	11.0	6,308.1	23,379
1982	312,684	12.7	8,781.2	28,083
1983	357,993	14.3	11,000.5	30,728
1984**	377,031	14.9	12,757.3	33,836

* 人口は各年央

** Preliminary figurers

資料：・ Annual Report of Insurance Commissioner for the year ended 31. 12. 1984
・ Yearbook of Statistics 1984/1985

<グラフ 1> 国民所得に対する契約高の割合（1984）



資料：「Life Insurance Fact Book 1985」米国生保協会
生命保険ファクトブック

(i) CPF 制度：第 1 にその拠出率の高さが個人の可処分所得を押え、保険料支払いを難しくしているという事。第 2 には、勤労者である限りは老後のそれなりの生活は CPF によって保障されているわけで、自ら個人で、年金や養老保険を買って備えるという必要度が高くないという点。第 3 に、企業としても、企業年金保険等で退職後の準備をする必要がない事等が考えられます。

(ii) 税 制：まず日本の場合、相続税が極めて高い事（最高税率 75 %）。これが、相続税対策として、税制上優遇措置のある生保の利用度を高める結果となっています。一方この国では、相続税は最高税率 10 % と極めて低くなっています（84 / 4 改正後）。次に、保険料ですが、日本では、上限付きではありますが、控除の対象となります。当国では、年間 5000 ドルの非課税枠がありますが、CPF 本人負担分も、この枠で対処しますので、多くの人にとっては、実質的には税優遇がないのと同じ事になっています。

(iii) 大家族制の名残り：東南アジア各国とも、いわゆる核家族化の進行は、日本、欧米に比し遅れております。相対的ではありますが、「万が一の時」の保障が大家族制度という社会基盤の上で、自足されていると言えます。「万が一」の場合、保険という外部の人為的に作られた制度に頼る事なく、家族（拡大）どうしで扶助し合うシステムが根強く残っているわけです。この事は、都市化し、最近でこそ「子供は 2 人まで」と言われるシンガポールについても、ある程度、共通して言える事と思います。

(iv) 「命」の値段：語弊がありますが、人の命を、もし万が一の時に、金銭的に換算すると、平均所得水準が大きく影響することから、シンガポールの場合、その“値段”が、一般的にみて先進国に比べ、低い事です。この事は労災の最高限度額が 45 万ドルでしかない事からもうかがえます（日本では最低でも基礎日額の 1000 日分 + 300 万円 + 葬祭料 + ボーナス特別支給金算定基礎日額の 1000 日分）この点も、普及度、とりわけ 1 件当りの保険金の大きさに影響して

います。ちなみに83年で個人保険1件当たり金額は日本では約600万円、当国では30,728ドルです(表3参照)。

3. 生命保険業界

- Great Eastern, AIA 等 10 社が競合 : MAS 中の Insurance Commissioner^(註)の監督下、現在、地場3社、外資系7社が、生保業を行なっています。日本では相互会社形態をとる会社が大半ですが、こちらでは NTUC - Income を除いて、全て株式会社形態であります。又、日本で禁止されている生保損保の兼営も OK で、6社(AIA, ICS, NTUC, OAC, Prudential, Great Eastern)が両分野で活動しています。生保分野でこの10社のうち、大手と言われるのは、Great Eastern 社(OCBC 系)とAIA社ですが、政府系企業に強い ICS社(DBS 系)や、組合員中心に広く活動する NTUC 社等と、各社、特色のある経営をしています。

<表4> シンガポールの生保各社(総資産ベース、1983年末, S\$000)

1.	Great Eastern	392,485
2.	AIA*	294,162
3.	NTUC INCOME	137,963
4.	Prudential	99,737
5.	OAC**	75,939
6.	Asia Life	75,839
7.	ICS***	51,101
8.	Wing On Life	32,187
9.	Public Life	12,770
10.	China Underwriters	11,611
11.	China Life	6,868
12.	Manulife	2,992
13.	Tai Ping Life	681

COMPANIES' DATA WHICH IS NOT AVAILABLE :

1. United Malayan

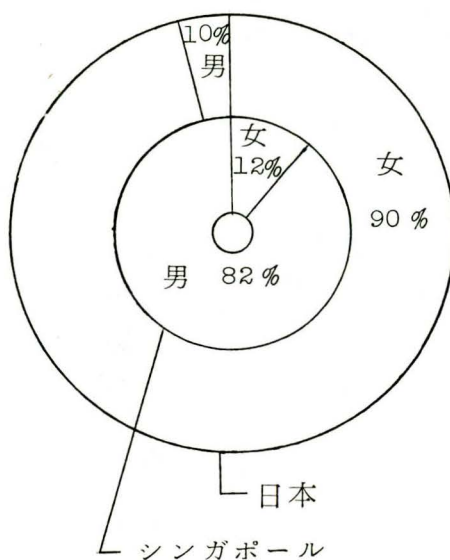
- * American International Assurance Co Ltd
- ** Overseas Assurance Corporation Ltd
- *** Insurance Corporation of Singapore Ltd

(註) 尚10社の他、表4の10はICSに吸収され、11,13及びUnited Malayanは現在新規活動を行っていない。

4. 生命保険の販売体制

- 販売の主力は男子外務員：ご存知の通り、弊社のニッセイのおばちゃんをはじめとする女性（それも中年）外務員が日本における生保販売の主力ですが、この国ではグラフ2の通り、男女比率は逆転し、男性外務員（それも比較的若い）が販売において重要な役割を果たしています。

<グラフ2> 男女別生命保険外務員



資料：日本：59年度末日本
生保協会調査

シンガポール：1985/11月値

(註)：但しシンガポールについては総外務員4778人のうち性別の判明しているのは2239人でその比率から推測した。

- パートタイムも OK：日本では、現在、ごくわずかな例外を除き、全員フルタイムの生保専門販売員であります。一方、当地では、業界全体としての正確な数値はありませんが、パートタイム外務員の比率が相当高いものと推測できます。例えば、グレート・イースタン社の場合は4分の3がパートタイムです。ICS社等のフルタイムのみしか採用しない会社もあり様々です。但し、生保会社のかけもち、つまりAIA社の商品もICS社の商品も売るという事は禁止されています。又、外務員の質を維持する為に Singapore Insurance Training Centre の実施する Pre-Contract Exam のパスが外務員となる為の必要条件となっています。

- ・ 担当地区制はなく、集金もしない：日本では、外務員が特定の担当地区を持ち、その地区の新規契約開拓と既存契約の集金をはじめとする維持保全を担当する形が一般的です。一方、当地では、地区に分割する程面積もない為、どこから保険をとってきても構わないというシステムです。保険料も、外務員が集金するのではなく、保険会社がビルを送り、契約者がチェックを切るという方法がとられています。
- ・ 報酬は比例給が中心：外務員の報酬は日本では、固定給＋比例給ですが、当地では、比例給（Commission）のみ、（Great Eastern等）、もしくは固定給があっても、極めてわずかな額（ICS, NTUC 他）という体系であります。

5. 商品構成

- ・ 死亡保険の比重高し：前述の通り、老後の保障は、CPF によって一応カバーされている事もあり、生存保険（年金、養老）よりも死亡保険（定期保険、終身保険）の比重が圧倒的です。又団体保険の比重は日本と比べますとまだまだですが、近年の従業員福祉の概念の発達と共に、着実に伸びてきています。（表4、5参照）

<表4> 商品構成（1984年） ～団体保険占率～

	保有契約高ベース	保有契約件数ベース
日 本	32 %	72 %
シンガポール	22.4 %	41.2%

（註）日本は1983年末数値

資料：Annual Report of Insurance Commissioner for year ended 31.12.1984

<表5> 商品構成推移（保有契約高ベース、シンガポール）

	終身保険	養老保険	定期保険	その他	合 計
1979	48.3	29.3	21.8	0.6	100.0
1980	47.0	28.0	24.5	0.5	100.0
1981	46.0	26.2	27.3	0.5	100.0
1982	44.1	23.4	26.9	5.6	100.0
1983	42.6	21.4	31.0	5.0	100.0
1984*	40.4	18.9	36.6	4.1	100.0

* Preliminary figures

（註）団体保険数値を含む

6. 生保会社の資産運用

日本と同様この国でも、保険契約者の利益を保護し、生保会社の経営の健全化とはかる為、生保会社の資産運用に以下の様な制約が加えられています。

(表6)に見られる通り、政府債投資の比重が高い(25.9%)のもその1つのあらわれです。

1)総資産の75%以上はいわゆる Authorized Assets の形で持たなくてはならない。

2)その75%のうち20%以上は政府債又はその他公債でなければならない。

尚、いわゆる Authorized Asset とは①政府債②その他公債③ SES 上場の株式等④ Co-operative Societies Act に基づく団体の株式等⑤不動産等⑥保険契約者への貸付⑦現金、預金(S\$建)です。

<表6>資産運用比較(1983)

	シンガポール	日本
現金・預金・コール	21.5	4.5
貸付金	19.5	53.5
有価証券	50.2	34.5
(うち政府公債*)	(25.9)	(6.7)
不動産等	5.0	6.1
その他	3.8	1.3
合 計	100 %	100 %

*日本は地方債も含む

資料：日本：生命保険ファクトブック(1984)

シンガポール：Annual Report of Ins. Commissioner

7. 最後に

当地における日本の生保会社の活動は新しく、昨年、住友生命(柴尾所長)と弊社、日本生命が駐在員事務所を持つに至っています。

シンガポールの外国人物価

シンガポール日本人会

杉 野 一 夫

はじめに

シンガポール国際商業会議所 (SICC) が発行している「Economic Bulletin」86年2月号によると、シンガポールに在住している外国人の昨年の物価は、安くなった住宅費の影響を受けて、マイナス4.7%の上昇率であった。一昨年はマイナス2.4%であったので、昨年の外国人物価は更に低下したことになる。

SICCは定期的に外国人物価指数 (ECPI) を発表している。これは同会議所が独自の調査結果を基に算出した指数で、政府が公表する消費者物価指数とは動きを異にしている。従って、日本人を含めた外国人駐在員家庭の物価動向を知るには SICC の発表する外国人物価指数を参考にするのが適当と思われる。

消費者物価指数

シンガポールのインフレは政府が公表する消費者物価指数 (CPI) によって測られている。CPI は月間支出額が100Sドルから2999Sドルまでのシンガポール人家庭を対象に行った調査を基に作成したものである。

この物価指数を見ると、シンガポールは世界でも最もインフレの低い国の一つであることがわかる。独立した1965年以来20年間消費者物価は極めて安定している。1973年と74年の2年間、石油危機に起因した大幅な物価上昇に見舞われたが、1976年にはマイナスの上昇率を見るに至った。その後の物価上昇率は81年8.2%、82年3.9%、83年1.2%、84年2.6%、そして85年は0.5%であった。(注: 1Sドル=90円)

食 品

シンガポールには日系のスーパーマーケットや百貨店が進出してきており、日本食品も数多く揃えてあるので、食物で苦勞することはまずない。ローカル

料理も豊富で、美味しく、むしろここでの食生活を楽しんでいる人が多い。

日本食品が日本と比べて高値になっているのは仕方のないことだ、運賃や税金が加わって、一般的には1.5倍ぐらいの値段になっている印象だ。しかし食パン、肉、たまごなどシンガポール人の食生活に結びついている品目は日本より安値だ。（付表1参照）

付表(1) 食 品

品 目	銘 柄	数 量	82 年 2 月	83 年 2 月	84 年 1 月	86 年 1 月
食パン	白トースト用 コールドントースト	400g	0.78	1.10	0.80	1.00
米	オーストラリア米	3kg	5.25	4.80	4.80	5.00
即席ラーメン	サッポロラーメン	100g	1.00	1.00	1.00	1.00
牛 肉	ヒレスチーキ ニュージーランド	1kg	22.00	27.90	28.10	32.60
牛肉ヒキ肉用	ニュージーランド	1kg	9.70	12.00	9.70	10.00
豚肉ヒレ		1kg	10.60	14.80	14.80	15.80
鶏 肉	ブロイラー丸身	1kg	9.50	5.90	7.80	6.30
ソーセージ	フレッシュ フランクフルター	1kg	14.00	16.00	16.00	20.00
牛 乳	マグノリア	250ml	1.00	1.10	1.10	1.10
鶏 卵		1	0.20	0.175	0.19	0.18
バター	マグノリア	250g	1.49	1.40	1.85	1.85
レタス		1kg	7.00	7.00	7.00	7.00
ミ ソ	タケヤ	1kg	5.00	5.00	5.00	5.00
しょう油	キッコーマン	1.8L	5.80	5.80	5.30	5.30
砂 糖	SIS上白糖	1kg	1.85	1.25	1.25	1.45
ビール	アンカー	330ml	1.58	1.68	1.70	2.00
ウイスキー	ジョニ黒	760ml	44.59	44.59	44.60	47.50
ブランディ	クールボージェエ VSOP	760ml	38.89	40.50	39.00	46.50

86年3月現在1SDドルは約90円

光熱、水道、電話

シンガポールの電気、水道、ガスは PUB (Public Utilities Board) が管轄している。冷房付の寝室が3部屋ある住宅に住むと、ゴミ収集料も含めて、PUBへの支払いは1カ月400Sドルぐらいと見られる。電話料金は、家庭用が年間200Sドルで、会社用が300Sドルである。家庭用、会社用ともに20%の税が課せられる。公衆電話からの国内通話料金は10セントである。

住 宅

家賃は、場所、家のタイプ、サイズ、家具、娯楽施設の有無などの条件によってさまざまである。郵便番号9、10、11の地区は町に近く、住宅地として最も人気がある。一般のアパートは、1カ月の家賃が1,200Sドルから2,500Sドルぐらいである。プール、テニスコート等の娯楽施設を備えたマンションやアパートは2,500Sドル以上。家賃が4,000Sドルから7,000Sドルもする豪華マンションもオーチャード・ロード周辺では珍しくなくなってきた。

バンガロー・ハウスは1カ月4,000Sドル以上。セミ・ディタッチ、テラス・ハウスは、1,500Sドル以上となっている。

町から離れた少し不便な場所なら、家賃は当然安くなり、月1,000Sドル以下の家もないわけではない。(付表2参照)

付表(2) 家 賃

地区	住 宅 名	タ イ プ	家 賃 (S ドル)	
			84年2月	86年2月
オーチャード・ロード周辺	Hilltop	アパート	2,800	1,500
	Lloyd Court	アパート	2,400	1,500
	Cavenaugh Court	アパート	2,900	2,000
	Devonshire Court	アパート	2,300	1,500
	Grange Heights	アパート	3,500	2,800
	Hill Court	アパート	3,400	2,500
	Pacific Mansion	アパート	1,800	1,200
	Jalan Jintan	アパート	2,200	1,200
	Killyney Apat	アパート	2,500	1,600

ホ ー ラ ン ド ・ ロ ー ド 周 辺	City Towers	ア パ ー ト	2,400	1,200-1,800
	Ridgewood	ア パ ー ト	3,500	2,000-3,200
	Pandan Valley	ア パ ー ト	2,800	1,400-2,600
	Lews Court	ア パ ー ト	2,000	1,500
	Taman Serasi	ア パ ー ト	2,300	1,500
	Namly Park	テ ラ ス	2,200	1,500
	Henry Park	テ ラ ス	2,400	1,500
	Six Avenue	セ ミ ・ デ ィ タ ッ チ	2,400	1,600
	Coronation Road off Holland Road	セ ミ ・ デ ィ タ ッ チ バ ン ガ ロ ー	3,000 7,000	1,800 5,000
ブ キ ・ テ ィ マ ・ ロ ー ド 周 辺	Hillcrest Arcadia	ア パ ー ト	3,500	1,300-3,200
	Lion Towers	ア パ ー ト	2,500	1,500
	Mandaly Towers	ア パ ー ト	2,000	1,500
	Watten Estate	テ ラ ス	2,400	1,600
	Hillcrest Park	テ ラ ス	2,200	1,600
	Watten Estate	セ ミ ・ デ ィ タ ッ チ	3,000	2,000
	Hillcrest Park	セ ミ ・ デ ィ タ ッ チ	2,800	1,800
	Ooi Tiong Ham Park	バ ン ガ ロ ー	7,000	6,000
	off Dunearn Road	バ ン ガ ロ ー	5,500	4,000
そ の 他	Hin Seng Garden	ア パ ー ト	2,700	1,700-2,500
	Sherwood Towers	ア パ ー ト	2,200	1,500
	Pasir Panjang	ア パ ー ト	2,000	1,500
	Katong Area	ア パ ー ト	2,400	1,500
	East Coast	テ ラ ス	2,000	1,500-2,000
	Faberhills	テ ラ ス	2,200	1,500-2,500
	Cheng Soon Garden	テ ラ ス	2,000	1,200-1,600
	Hong Leong Garden	セ ミ ・ デ ィ タ ッ チ	2,800	1,200-2,500
	Eng Kong Park	セ ミ ・ デ ィ タ ッ チ	2,300	1,200
	Toh Tuck Garden	セ ミ ・ デ ィ タ ッ チ	3,500	1,000-1,500

医 療

シンガポールはアジアで最も清潔な都市の一つだという評判を得ている。医療設備もよく、熱帯病もよくコントロールされているので、医療不安はほとんどない。

シンガポールには約2,600人の医師がおり、人口950人に1人の医師がいる勘定だ。又、日本の大学を卒業した医師も含めて、日本語のよくわかる医師が17,8名いる。

医師の資格や病気にもよるが、開業医に診て貰った場合、初診料は次の通りである。

- ・一般医 (General Doctor) 20～35 Sドル
- ・専門医 (Specialist) 35～50 Sドル

又、入院費は国立病院が外国人の場合1日120 Sドル、民間の病院の場合は下記の通りである。

<一例>

	Mt. Elizabeth 病院	Gleneagle 病院
個室	S\$ 210	S\$ 180
2人室	S\$ 115	S\$ 125
4人室	S\$ 95	S\$ 85

更に手術費として800 Sドル以上が加算される。

私立病院で出産すると、正常分娩の場合は約5,000 Sドルである。

教 育

シンガポール日本人学校に入学するには、日本人会に入会する必要がある。保護者の所属する企業が日本人会の法人会員である場合には、入学金は500 Sドルだが、そうでない場合には更に2,000 Sドルのサーチャージが課される。授業料は小学校が月額140 Sドル、中学校が180 Sドルである。スクール・バスは月額55 Sドル。

交通費

現在シンガポールの登録自動車台数は約49万で5.2人に1台の保有割合である。政府は道路の拡張や新設を行って交通緩和を図っているが、中央商業地区、工業地区の朝夕の交通混雑ぶりはすでに憂慮すべき段階に達

している。運輸省ではこれを重視して、多種の自動車制限策を実施している。

このため、シンガポールの自動車価格は非常に高い。日本車もここでは日本の購入価格の約3倍である。例えば、ニッサンのローレルが約5万2000 Sドル、トヨタのクレシダが約5万8000 Sドルである。

又、中古車は2年ものでも三菱のギラン・シグマが1万7000 Sドル、ホンダのアコードが、2万2000 Sドルと、日本で購入する新車価格よりも高い。そこで、自動車の購入は、日本人駐在員の頭痛の種になっている（付表3、4 参照）

付表(3) 新車価格

車 種		ARF 価格
ダイハツ	シャレード CS 4 Speed	24,423
ホンダ	アコード 4-dr. Auto	42,216
"	シビック 4-doors	30,760
マツダ	323 H N 5-dr.	26,160
"	626 Sedan Auto	34,730
"	929 Sedan Auto	45,690
三 菱	Colt GL 5-doors	28,400
	Lancer 1500 GLX	32,000
	Galant 1600 GLS (M)	30,435
ニッサン	Sunny 1.3	27,900
	Bluebird 1.6	40,900
	Laurel 2.0	51,745
	Brougharn 3.0 E	94,000
トヨタ	Corolla 5-doors	30,500
	Corona 4-doors GL	39,400
	Cressida Auto	58,500
	Crown Royal A/T	99,180
ベンツ	200	128,894
	230 E Auto	136,419
	280 SEL Auto	195,956

付表(4) 中古車価格

車 種		2 years	5 years
ホンダ	Civic - 4 doors	22,000	10,000
	Accord EX - 4 doors	22,000	11,000
マツダ	323	18,000	11,000
	626	17,000	8,000
三菱	Colt - 1300GL	19,000	11,000
	Lancer 1500GLX	17- 18,000	9,000
	Galant 1600GLX	17,000	7- 8,000
ニッサン	Sunny 1.3	19,000	10,500
	Bluebird 1.6	17,000	11,000
	Laurel 2.0	24,000	16,000
トヨタ	Corolla - 4 doors	24,000	12,000
	Corona	26,000	9,000
	Cressida	30,000	11- 12,000

おわりに

シンガポールの一般家庭を対象にしている消費者物価指数がCPIと称されるのに対して、シンガポール国際商業会議所が発表する外国人物価指数はECPIと呼ばれる。ECPIは、月給が5,000Sドルから15,000Sドル（諸手当は除く）で少なくとも子供が1人ある家族構成の外国人駐在員の生活費の状況を調べたものである。

CPIとECPIを比較すると、双方の間にはかなりの違いのあるのが判る。これは一時的に滞在する外国人と一般シンガポール人とは消費のパターンに相違があるためで、双方の指数を見ても、比重に大きな違いがある。特に食品と住宅の格差が著しく、CPIでは食品が全体の比重の44%を占め、一方ECPIでは住宅が44%を占めている。従って、外国人のインフレ率は住宅費の動向に大きく左右されると言っていだらう。

シンガポール国際商業会議所の「Economic Bulletin」86年2月号によると、昨年の外国人物価指数は教育費が10.6%と目立った上昇率を記録したため、雑費が5%上昇した。その他では交通、通信費が2.4%上昇したが、住宅費が昨年に引き続き16.4%という大幅な値下りをしたため、全体的にはマイナス4.7%という上昇率であった。

しかしながら、日本人駐在員の場合、家賃は会社の負担になっているのが実状なので、これを除いて、外国人物価指数を見ると、昨年の物価上昇率は2.4%であった。

シンガポール在住外国人物価指数(1983年4月=100)

時 期 項目	家賃を含んだ場合		家賃を除いた場合	
	1984年12月	1985年12月	1984年12月	1985年12月
食 品	104.2	104.9	104.2	104.9
衣 料	102.9	102.9	102.9	102.9
住 宅	89.1	7.45	96.3	93.4
交通・通信	107.7	110.3	107.7	110.3
雑 費	111.1	116.6	111.1	116.6
全 体	99.6	94.6	106.9	109.5

出所：Economic Bulletin 86年2月号

1986年度税制改正の概要

公認会計士 池上 玄
公認会計士 杉本 宏之
公認会計士 原 邦明

1. はじめに

去る3月7日の国会において、大蔵大臣により1986年度の予算演説が行われました。

昨年はシンガポール建国以来の不況にみまわれ、長期的な経済展望を行う目的で設置された The Economic Committee (経済委員会) もその大半を当面の不況対策に費やさざるを得なくなったことも事実でありましょう。さらに、政府が一部1986年度の予算のさきどりも含め、昨年7月26日の発表(不動産税の30%リベート、Telecoms Charge の10~50%カット及びPSAの保管荷役料の10~33%リベート等)を初めとして、8月31日(ガソリン税のリッター当たり24セント減額等)及び10月24日(2年間にわたるPUBの電力料及びガス料金に係る税金のカット等)とあいっいで不況対策を打ちだしてきたこともご承知のとおりであります。

かかる状況下において、前述の経済委員会は2月12日付けで通産大臣宛に報告を行い、その内容は「The Singapore Economy: New Directions」と題する報告書により公表されました。これを受けて2月26日の国会において第一副首相により法人税の40%から33%への引き下げ等が公表され、さらに、3月7日大蔵大臣による予算演説が行われ、1986年度の税制改正の大要が明らかにされました。以下、日系企業に関連する部分を中心に、その要旨をご報告し、皆様方のご参考にご供する次第です。

2 個人所得税

経済委員会は現行の最高税率40%を30%にするよう勧告していたが、予算演説では課税年度1987年(1986年度分所得)から最高税率を33%に引き下げることとされた。(新税率表は別添のリスト参照: この改正の特徴は減税幅16.3%~21.7%の中心が所得\$15,000~100,000の

中堅層に配慮されているところにある。) また、課税年度 1986 年 (1985 年度分所得) については、その 25 % をリベートとして減額されることとなった (シンガポール居住者のみ適用)。さらに、低所得者層に対する配慮として 1984 年の税制改正で認められた最初の \$ 10,000 までの税金に対する 10 % のリベートを課税年度 1987 年から 15 % とした。

この結果を課程所得 \$ 100,000 のシンガポール居住者が個人で税金を負担する場合の納税額で比較すると次の様になる。

	<u>課 税 年 度</u>		
	<u>1985</u>	<u>1986</u>	<u>1987</u>
納税額	\$ 21,240	\$ 15,930	\$ 17,096.25
	100 %	75 %	80.5 %

3. 法人税

経済委員会は現行の 40 % の税率を 30 % にするよう、また、歳入が許す限り 25 % まで引き下げるよう勧告していたが、予算演説では課税年度 1987 年 (1986 年 1 月 1 日から 1986 年 12 月 31 日までに終了する事業年度) から 33 % に引き下げるものとされた。但し、この改正により、非居住者へ支払う金利等に係る源泉所得税及び配当に係る税額控除等への影響を考慮する必要があるが、現時点ではその詳細は明らかにされていない。

4. 不動産税 (PROPERTY TAX)

経済委員会は昨年 7 月に公表された 30 % のリベートを廃止し、現行の税率 23 % を 16 % に改訂するよう勧告していたが、予算演説では税率の改正は行わず、現行の 30 % リベートに加え、一定の条件を満たす商工業用不動産及び民間住宅用地 (URA, HDB, JTC による賃借不動産を含む) に対し 1986 年 7 月 1 日～1988 年 12 月 31 日の間に限り、さらに 20 % (合計 50 %) をリベートとして減額することとされた。

また、7 月の予算演説では、次の 3 点を 1986 年 7 月 1 日以降有効なも

のとして追加発表した。

- (1) 一定の認可を得た民間開発業者の保有する開発中の土地についてはその開発着手から一時占有許可証 (TOL) が発行されるまでの間その不動産税を免除する。(この認可条件等については国家開発庁により近々発表されることとされた。)
- (2) ホテルに対する不動産税の基準評価額を客室、レストラン及びファンクシヨン・ルームに係る室料等の総収入の 15 % 及び飲食代収入の 5 % とする。
- (3) GIRO System を利用することを条件に、不動産税の分割納付を認めることとした。

5. 投資所得控除 (INVESTMENT ALLOWANCE)

経済委員会は企業が行う資本的支出に対し 30 % の投資所得控除の採用を勧告したが、予算演説では、賦課年度 1985 年からすべての機械及び設備について 3 年償却を認めていること及びコンピューター及び事務所用オートメーション設備について取得時一時償却を認めていること等を理由としてこれを採択しなかった。

6. ファンド・マネジメント

従来は、 a. 投資家またはその資金の受益者がシンガポールの居住者でないこと、 b. 資金がシンガポール外の市場に投資されること、 c. 投資対象が非シンガポール資産であること、及び、 d. 資金が MAS の ACU ライセンス保有者 (銀行等) の ACU をとらうして運用されていること。を条件として、その投資家等が当該運用資金から稼得する所得については免税扱いがなされ、また、ACU ライセンス保有者に対してもその資金運用により得たフィーに対し 10 % の軽減税率が適用されていたが、予算演説では経済委員会の勧告を受け入れて、その対象者を ACU ライセンス保有者以外の者に拡大し (但し、MAS の承認は必要)、また、投資対象を国内の株式市場等をも含めることとした。また、投資家が非居住者であるか否かについての立証責任も投資家の側からファンド・マネージャーの側に転嫁されることとされた。この改正は発表後ただちに適用されることとされた。

7. パイオニア期間後の優遇税制

パイオニア期間終了後のパイオニア企業については、通常の法人と同様 40% の税率が課せられていたが、経済委員会の勧告を受け入れて、10% を限度とする軽減税率を適用することとされた。この軽減税率の適用期間は明らかにされていないが、経済委員会の勧告にあるパイオニア期間終了後 5 年間で予想される。また、既にパイオニア期間が終了している会社の取扱い等、具体的な適用条件については、近々に発表されることとされた。

8. 研究開発費の留保に係る法人税の繰延

経済委員会の勧告どおり、承認された企業は、研究開発費用として課税所得の 20% を留保することを認め、これを 3 年以内に研究開発費用として使用された場合、その課税を免除することとされた。但し、3 年以内に使用されなかった場合はその未使用額に対し、その利子と共に課税される。また現行の優遇制度（賦課年度 1981 年より適用）である研究開発費用の二重控除及び同目的のための設備投資に対する 50% までの投資所得控除はそのまま継続することとされたが、同時適用は認められないこととされた。

9. ベンチャーキャピタル

経済委員会の勧告を一部手直しして、承認されたベンチャーキャピタルプロジェクトに投資している企業及び個人（新しく追加された）は、当該株式を売却した場合に生ずる売却損を、その投資額の 100% を限度として税務上損金計上できることとされた（通常キャピタル・ロスは損金不算入である）。これは、従来ローカル企業が承認されたベンチャーキャピタルに投資した場合の 50% を限度として、被投資会社の事業開始後 3 年以内に生じた累積損失を、投資会社に転嫁できるとしていた 1984 年の改正経済拡大奨励法の手直しである。

10. その他の経済委員会の勧告

次の 2 点についてはその詳細を近々に発表するとしている。

(1) Operational Headquarters in S'pore

承認された地域本部と地域持株会社の海外所得及び海外からの配当所得に対し税金を免除するよう勧告していた件。

(2) 海外所得のシンガポールへの送金

現行の税制では、海外で得た所得はシンガポールへ送金しない限り非課税であるが（送金された場合40%）、輸出サービス、第三国貿易及び海外投資から得た海外所得をシンガポールへ送金した場合10%の課税とするよう勧告していた件。

その他経済委員会が行った税制改正に関する勧告については、今後の経済動向を見守りながら必要に応じてその採用を検討していくことになるうとしている。

11. CPF 及び SDF

経済委員会の勧告どうり、雇用者の負担するCPFは1986年4月1日より現行の25%から10%に変更されることとされた。なお、被雇用者の負担は従来通り25%で変更はない。また、1986年7月1日より引き上げが予定されていたCPFの上限額は、従来どうり\$6,000に据置かれる旨、3月4日付けで労働省より発表されている。

12. 消費税の導入計画

消費税の導入計画が発表されているが、今回の予算演説では明らかにされていない。従来 of 発表からみると税率は10%を超えず、また、生活必需品も対象外としているが、詳細は未定である。

以上

個人所得税の税率表

	課税所得	旧税率	新税率	新税率に よる税額	減税額 (率)
最初の	\$ 5,000	4%	3.5%	\$ 175	\$ 25 12.5%
次の	\$ 2,500	7	6	150	
最初の	7,500			325	50 13.3
次の	2,500	9	8	200	
最初の	10,000			525	75 12.5
次の	5,000	10	8	400	
最初の	15,000			925	175 15.9
次の	5,000	12	9	450	
最初の	20,000			1,375	325 19.1
次の	5,000	15	12	600	
最初の	25,000			1,975	475 19.4
次の	10,000	18	14	1,400	
最初の	35,000			3,375	875 20.6
次の	15,000	22	17	2,550	
最初の	50,000			5,925	1,625 21.5
次の	25,000	26	21	5,250	
最初の	75,000			11,175	2,875 20.5
次の	25,000	29	24	6,000	
最初の	100,000			17,175	4,125 19.4
次の	50,000	31	26	13,000	
最初の	150,000			30,175	6,625 18
次の	50,000	34	28	14,000	
最初の	200,000			44,175	9,625 17.9
次の	200,000	37	31	62,000	
最初の	400,000			106,175	21,625 16.9
次の	350,000	39	400,000 超 33%		
最初の	750,000				
	750,000 超	40%			

- (注) 1. 旧税率は課税年度 1985 年及び 1986 年に適用され、1986 年は \$ 60 (最初の \$ 10,000 に対する税額 \$ 600 の 10%) のリベートの外、上記率によって算出された税額の 25% リベートが認められる。
2. 新税率は課税年度 1987 年以降に適用され、この場合も \$ 78.75 (最初の \$ 10,000 に対する税額 \$ 525 の 15%) のリベートが認められる。

会 員 紹 介

* LION HOME PRODUCTS PTE LTD

(ライオン・ホーム・プロダクツ株式会社)

所 在 地 : 315, Outram Road # 03-02, Tan Boon Liat Building,
Singapore 0316

電話番号 : 2249722

設 立 : 1982年3月(登記)、1982年4月(操業)

形 態 : 子会社

代 表 : 大林 三雄 (取締役社長)
Mr. K. Obayashi (Managing Director)

従業員数 : 50名、日本からの派遣社員1名

事業内容 : 洗剤、シャンプー、歯磨、歯刷子など、本社及び関連会社よ
り製品を輸入し、国内販売をしている。

〔 会社の特色 〕

日常生活に密着した製品群を取扱っているため、きめ細かい、柔軟な体制が必要であり、現地幹部を積極的に登用し、Localization をおしすすめている。

1986年4月1日

各 位

シンガポール日本商工会議所

お知らせ

シンガポール日本商工会議所会頭として昨年6月からご尽力いただきました
榊原輝典氏が、近々ご帰国のため1986年3月31日を以て本所会頭を辞任さ
れました。

これに関連して、3月11日開催の第200回理事会では定款第58条にもと
づき副会頭の中から田本耕三氏を4月1日付で会頭代行に選任致しました。規
定により田本氏は6月20日開催予定の本所年次総会まで会頭代行を務めてい
ただくことになります。

以上

理事会の動き

第 200 回 1986 年 3 月 11 日 (火) 午後 12 時 30 分～同 2 時 30 分

議 事 :

1. 経済委員会提言による経済改革案をめぐって

日本大使館の要請を受けて、経済委員会が提言した経済改革案の効果やその実現可能性について細谷一等書記官及び向山専門調査官と本所理事との間で意見交換が行われた。

業界により経済改革案の効果についての見方は異なるものの、概して、
a あまり大きな効果は期待できない。また b CPF 切り下げ、賃上げ抑制等のコスト低減策が 2 年後果してどうなるのか不明であり、中長期的な対策が立てにくいとの意見が大勢を占めた。また、最近の円高については、部品・原材料を日本から調達している企業が多く、輸入コスト増大により採算が著しく悪化するなどマイナス面を強調する意見が多かった。

本件に関連して 3 月 13 日 (木) 午前 10 時 30 分から日本大使館において橋本大使、朝海公使に経済改革案に対する在星日系企業の受けとめ方を説明することになり、本所代表として榊原会頭、田本副会頭、赤松、三森、小林、勝山、中嶋各理事が出席することになった。

2. 前回議事録承認

異議なく承認された。

3. 審 議 事 項

(1) 榊原会頭の帰国に伴う会頭代行の選任について

榊原会頭が帰国のため 3 月 31 日を以って会頭職を辞任されることになった。そこで、4 月 1 日から 6 月 20 日予定の年次総会までの間、定款第 58 条にもとづき副会頭の中から 1 名会頭代行を選ぶことになり、榊原会頭より正副会頭会議の結果を踏まえて田本副会頭を会頭代行に推薦したいとの提案があった。

審議の結果、同提案は異議なく承認された。

(2) 齋藤監事（富士銀行）の帰国に伴う後任監事の選任について

金融保険部会担当の齋藤理事から富士銀行の二木泰彦支店長を本所監事に推薦したいとの提案があり、審議の結果、異議なく承認された。

(3) JUGAS との定期交流会議の開催について

JUGAS メンバーとの相互理解の増進を図るため、下記により同幹部を夕食に招待し、懇談したいとの事務局案は異議なく承認された。

日 時： 1986 年 3 月 27 日（木） 午後 7 時～

場 所： LIANG COURT 4 階
TUNG LOK SHARKFIN RESTAURANT

案内先： JUGAS COMMITTEE MEMBER （ 15 名 ）

元在日留学生関係促進担当理事（ 12 名 ）

(4) 1986 年度年次総会並びに理事選挙スケジュール等について

1986 年度年次総会は 6 月 20 日（金）午後 6 時から開催することになった。また、年次総会開催日の 60 日前までに設置することになる選挙管理委員会の構成メンバーとして委員長には木村総務担当理事、また委員として事務局長のほか各副会頭会社から次長クラスの方を 1 名ずつ派遣いただくことになった。

(5) 日本商工会議所国際委員会石井委員長とアセアン地域日本人商工会議所会頭との懇談会開催について

日本商工会議所事務局では第 9 回日マ経済協議会終了後の 4 月 26 日または 27 日にクアラルンプールで標記懇談会の開催を検討しており、当地の参加可能性の有無を打診してきた。

本所では石井委員長が 4 月 27 日シンガポールに立ち寄る計画があることから、ご来星の際数人の本所代表が同委員長に当地の事情を説明した方がより効果的ではないかとの考え方を日本商工会議所事務局に連絡することになった。

4. 報 告 事 項

(1) 部会・委員会等開催報告

A 正副会頭会議

3 月 2 日（日） 名誉会頭・正副会頭

B 委 員 会

2月20日(木) 経営研究委員会

”

第16回 JCCI-NPB PERMANENT
DIALOGUE COMMITTEE

3月6日～8日 第2回アセアン地域日本人商工会議所事務局代表者会議

3月11日(火) 運営担当理事会

C 懇 談 会 等

3月3日(火) 明治大学高崎ゼミ一行

3月6日(木) 広島通産局増川課長補佐来星

3月10日(月) 中央労働災害防止協会一行

5 入 ・ 退 会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1)入 会 (1 社)

- PRIME TRANSPORTATION PTE LTD “B”

(2)退 会 (2 社)

- ENSEL ENGINEERING SERVICES (ASIA) PTE LTD
- TEIJINN LIMITED

(3)3月11日現在の会員数：464 社

6 会 計 報 告

1986年2月分の会計報告として、吉永財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

7. そ の 他

この度、EDB より EDB CHAIRMAN の MR PHILIP YEO と本所理事会メンバーとの懇談会を4月15日(火)午後12時30分から開催したいとの申し入れがあった。

本所では4月度の定例理事会を15日に開催し、最初の1時間程度をこの懇談会に充てることで、EDB の提案を受け入れることにした。なお、詳細は EDB と本所事務局で今後協議する予定である。

3月の主な経済記事

3月 3日 ・ゴー・チョクトン第一副首相は経済委員会の報告を受けて
26日国会において、政府方針を明らかにした。それによ
ると政府は経済立直しに年内に28億Sドルを投入する。
同相の発言の要旨は次の通り。

中央積立基金（CPF）の削減

今年4月1日より2年間、CPF雇用主負担分を15%削
減し10%とする。被雇用者負担分は現行のまま。CPF特
別口座は凍結され、同口座の4%の納付は普通口座へ振り
込まれる。これらを換言すれば、住宅ローンの支払いに利
用できる普通口座納入分の削減は11%にとどまるという
ことである。

技能開発基金の削減

4月1日より雇用主負担分を現在の2%から1%に削減
する。

同措置とCPF雇用主負担分の削減により国内経済に15
億Sドルの資金を注入する効果が期待できる。

個人所得税の控除

1986年度の個人所得税を一律25%控除する。同措置
により国庫は約2億5000万Sドルの減少となる。

不動産税の控除

控除額を現行の30%から50%に引き上げる。実施期
間は今年7月1日より1988年12月31日まで。同措置
により4億3000万Sドルの税収減が予想される。

法人税の削減

1987年度より現行の40%を33%に削減する。

同措置により民間業界に4億2000万Sドルの資金が注入される。

消費税の適用

年内に日常必需品以外の商品に対する消費税適用を実施する。

昇給の未置き

少なくとも2年間は給与の増額を行わない。また同副首相は雇用主と労働組合が一致して給与制度の改革を計るよう呼びかけている。

公共事業の前倒し実施

政府は今年7億Sドルの公共事業を前倒し実施する。

- 4日 ・リー・シェンロン通産相代行兼国防担当相が2日、Teck Ghee コミュニティー・センターで記者団に語ったところによると、今年の当地における海外投資は昨年並みの11億Sドルが期待できる見込みである。

また同相は5月に訪日の際の訪問地は東京・大阪であると述べた。両地で計4～5日の滞在を予定しており、中・小企業にも積極的に売り込みを図る。日本をたつその足でアメアカへ向い、サンフランシスコ・シカゴ・ワシントン・ニューヨークを訪問する予定である。

日本は資本大輸出国であり自国の貿易黒字解消のためにも、好投資機会の出現を待望している。それに加え円が上昇したので、国内の設備・生産ラインを国外へ移行しようという気運も高まっている。日本の昨年の推定外国資産1000億USドル(2140億Sドル)は、アメアカやイギリスをしのぐものであり、世界第1位の投資国としての地位を獲得した。当地では、日本は、アメリカ・イギリスに続

く第3位投資国であり、過去5～6年の平均年間投資額は1億5000万Sドル～1億6000万Sドルにも昇った。この実績をもってシンガポールに限らず、他国が日本の投資誘致にまい進しているのが説明できる。

また、大企業だけに限らず中・小企業の誘致を図るのは中・小企業は大企業に比べ、早期設立・操業が期待でき、当面の国内経済不況脱出に大きなメリットがあるからである。

- 13日
- ・先日、バリ島で開催された経済同友会代表とアセアン企業との2日間に渡る会談で発表された同友会の調査レポート結果を伝えた。

それによると日本企業の東南アジア投資に対する意欲が減退しているのは、この地域特有の官僚制と頻繁に変わる税制のためである。同友会が行った調査は550社の日本企業を対象とし、そのうち、東南アジアにおける投資、また投資拡大を引き続き行なうと答えたのは50%にも満たない248社であった。また、東南アジアにおける日本投資の25%がシンガポールに集中しているが、当地の高賃金や様々な税制に対して不満をもっていることが確認された。

- ・日本政府はこのほど手づくりのマレーシア産バティックに課税される輸入税廃止を決定とした。栗山尚一大使は、先日ロータリークラブでマレーシアの対日貿易輸出が過去5年間で2.4倍の伸びを見せたための決定だと語った。

同大使によると、この10年間でマレーシアの輸出量は全世界を相手に4倍の成長を記録したが、対日輸出はそれをはるかに上回る約6倍の伸びであった。

特に、その対日輸出は液化天然ガス(LNG)の輸出開始以来、成長を続け昨年は1月～7月間8億Mドルの黒字を出した。

その他、マレーシアから日本への輸出品は木材、原油、スズ、天然ゴム、パーム油、半導体と幅広い。

日本の海外技術援助に関し、同大使は「援助活動 70 % がアジア諸国に対するもので、そのうち約 50 % がアセアンへの援助である。」と述べた。

- 25 日
- ・マレーシア日本商工会議所 (JACTIM) の鈴木一正会頭によると、最近の日本円の値上がりで、マレーシア経済が痛手を被っている。

同会頭は「マレーシア経済は一次産品価格値下がりの打撃を受けている最中にあるため、マレーシアに投資する日系ビジネスマンは、マレーシア側からの要求にできるだけ応じるよう努力すべきだ」と語った。

同会頭はさらにマレーシアが経済的困難に直面している今こそ、日本人がマレーシアに対してその親善の実を示す絶好の機会だとしている。

鈴木一正氏は三井物産の K L 支店長で、最近開かれた日本商工会議所 (JACTIM) の年次大会で会頭に再任された。

同大会では松下電器の小阪博昭氏、佐藤工業の徳竹功氏、S.E.H. 社の山崎芳孝氏の 3 人がそれぞれ副会頭に選ばれた。

ちなみにマレーシア日本商工会議所は 1983 年 10 月 25 日に発足、その発足の主旨はマレーシアと日本両国間の貿易・投資関係の拡大を促し、両国間の相互理解を促進することにある。

一方、マハティール首相は第 5 次マレーシア計画 (FMP) 案の国会上程に当たって、日本円の値上がりはすでに民間業界の負債額を 20 % 高め、日本製輸入品の値上がりを招いていると演説している。

- ・10 日前のニューワールド・ホテル倒壊の惨事で、各方面

が被災者の救出に示した危険を恐れぬ英雄的精神には、国民一般から感謝と感動が寄せられたが、こうした壮挙は今後末長く国民の記憶に留められるだろう。

地下鉄工事や住宅建設のために来<星>した多くの日本や韓国のエンジニアが同惨事の救助活動に参加、危険を犯して現場にトンネルを掘っている姿が人々の注目を集めた。しかし彼らのこうした壮挙は地元各紙にはほとんど目立った報道はなされなかった。テレビ・ラジオの連日連夜の関連記事の報道でも、日本と韓国の名が特に取り上げられることはなかった。これはいったいどうしたことなのか。

当地の日本人は外国人居留者の中では大きな割合を占め、金融経済活動の面でも他の国の国際企業を上回る注目を受けている。特に地下鉄工事においては、日本企業がほとんど全工事の主力となっている。

それではどうしてホテル倒壊事故の救出作業の過程では当地の人々にほとんど印象を与えなかったのだろうか。

英国やニュージーランドのエンジニアの救出活動に関する報道は、日本のエンジニアのそれを全く閉め出すほどである。

紙上やテレビには英国・ニュージーランドおよび地元の救助隊員が生存者を救出した後で、酒を飲み談笑している休息場面や身命を惜まず、危険を犯して救助活動に励む感動的場面が報じられた。日本のエンジニアに関するこうした場面はいつ報じられたろうか。それはどうしてか。

彼らはトンネルは掘りはしたが、危険を犯して、負傷者を救助まではしなかったのか。日本人の“Publicity Shy”の故か。日本人エンジニアと報道陣の間には言語的障害があるために、彼らの努力が報じられる機会が得られなかったのか。

日本人の反省の参考に気のついた事を一点指摘すれば、日本のシンガポールにおけるPRは足りず、またそれをなす術も知らいということである。それが誰の罪であり、誰の責任かを問うことは意味がない。

日本人はこの辺で、一般民衆に日本人が金儲しかしない民族と思い込ませるようなことは止めるべきだ。そして何か当地の人が難題に直面した時はその救助に奮戦して見せるべきだ。シンガポール政府と救助活動に参加した者だけが、日本と韓国のエンジニアの貢献を知っているが、一般国民はそのことを知らない。シンガポール国民が、今回のホテル事故の救助活動に日本人が参加した事実も知らないということは、まったく悲しいことだ。

これら危険を顧り見ず救助活動に挺身した人々があってはじめて、17人の尊い生命が救われたのであり、そのことはすでに人々に再三敬意を払われている。今必要なことは日本社会の自己反省であって、決して報道界をうらむことではないと思う。

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (15th April 1986)

* DAINIPPOM SCREEN SINGAPORE PTE LTD
Mr. H. Funabiki (Managing Director)
39, Kim Keat Road
Singapore 1232
Tel: 2553377

* SUNTORY LIMITED
Singapore Representative Office
Mr. T. Kamura (Chief Representative)
402, Orchard Road #05-05
Delfi Orchard
Singapore 0923
Tel: 7323477

* SHIBASOKU CO LTD
(Singapore Representative Office)
Mr. E. Yaguchi (Chief Representative)
1 Maritime Square # 09-02
World Trade Centre
Singapore 0409
Tel: 2746361, 2745349
Tlx: RS 35010 SSRSIN
Fax: 2746124

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

* THE NIKKO MERCHANT BANK (SINGAPORE) LTD
6, Battery Road #28-01
Standard Chartered Bank Building
Singapore 0104
Tel: 2233390
Tlx: RS 35089, RS 42652 (Ans. Back: NIKOMB)
Fax: 2252854

* SHOWA DENKO SINGAPORE (PTE) LTD
230, Orchard Road #06-234
Faber House
Singapore 0923
Tel: 7327111
Fax: 7336803

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* THE JAPAN OIL HYDRAULICS ASSOCIATION
From Mr. S. Sato to Mr. S. Motokawa

* KOKUSAI DENSHIN DENWA CO LTD
From Mr. A. Ebata to Mr. Y. Itoh

* NACHI INDUSTRIES PTE LTD
From Mr. Y. Mori to Mr. K. Suzuki

* CHIYODA FELT CO (S) PTE LTD
From Mr. K. Tahara to Mr. Y. Ota

* THE FUJI BANK, LTD
From Mr. H. Saito to Mr. Y. Niki

* KANDENKO CO LTD
From Mr. Y. Katayama to Mr. H. Shimizu

* ORIM MANUFACTURING PTE LTD
From Mr. M. Yoneyama to Mr. E. Kijiya

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$ 10
シンガポール共和国移住法	S\$ 15
民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$ 10
公益事業法	S\$ 10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非会員) S\$ 30
	(会 員) S\$ 15
貿易開発委員会法	(会 員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$ 15
シンガポールとの租税 (所得) 条約 (二重課税防止条約の一部改正)	S\$ 5

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$ 60
	(非会員) S\$ 70
シンガポール共和国憲法 (再版)	(会 員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15
国会議員選挙法 (再版)	(会 員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15
シンガポール共和国会社法・1984 年改正法	(会 員) S\$ 20
	(非会員) S\$ 30

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$ 15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$ 10
財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$ 10

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$ 10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	（会 員）… S\$ 2
	（非会員）… S\$ 3
ホテル法	（会 員）… S\$ 5
	（非会員）… S\$ 8

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$ 10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法（改訂版）	（会 員）… S\$ 15
	（非会員）… S\$ 20
労働三法（雇用法・組合法・関係法）	S\$ 30

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1985/86年）	（会 員）… S\$ 15
	（非会員）… S\$ 30
月報（各月号）	S\$ 8
最近の労働条件及び福利厚生の実態調査報告書	（会 員）… S\$ 10
	（非会員）… S\$ 30
タイ国投資環境視察団報告書	（会 員）… S\$ 5
	（非会員）… S\$ 10
シンガポールにおける企業経営ガイド	（会 員）… S\$ 15
	（非会員）… S\$ 30

編集後記

シンガポールの経済減速は86年第1四半期も△4%となり、回復の兆しはまだ見られません、残念ながら日系企業も人数を削減する所が出ている様です。失業率も6%台と完全雇用を誇ったシンガポールにも大きな影を落しています。

独立後一貫して心血を注いで整備した珠玉のインフラ、英語の公用語採用など徹底した経済効率の向上により、周辺諸国産品の集散地としての仲介機能を持って成長して来たわけですが、周辺諸国のインフラ向上と経済減速、保護主義などは当然の帰結として増巾された形でシンガポール経済にインパクトを与えた様です。

歴史的に貿易収支は赤字であり、貿易外と資本収支によりカバーしている体質のシンガポールはまだまだこの仲介機能はすばらしい魅力を持っているわけですが長期的に見た場合徐々に競争力を失ってゆくと思われます。リー通産大臣代行の率いる経済委員会がいみじくも指摘した小さい国内需要ではなく大きな海外需要依存型の体質である以上海外のNEEDSを先取り出来る情報網の充実と他のNICS諸国に負けない特化した地場輸出産業の育成が必要となる様に思えます。

海外需要に大きく依存している割には驚く程遅れている海外網の展開による海外需要の開拓と競争力のある商品の製造、NEEDSに対する素早い対応などが今後の長期的な課題となるのではないのでしょうか。

いずれにせよ歴史的にもシンガポール経済にとって非常に重要な時期にさしかかり今後の動静は目が離せない事になりそうです。

さて、4月号も多数の人々の御協力を得て興味ある話題を編集出来た事この場を借りてお礼申し上げます。

今月の担当は **山口**（東京海上）、**小林**（伊藤忠商事）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 27/4/86

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, #24-04 (24th Storey) SINGAPORE 0106